

# 入会申込書

TEL/FAX: 03-3262-7473

**NO FENCE** 御中  
NO FENCE IN NORTH KOREA  
〒102-0093千代田区平河町 1-5-7-203

年 月 日

私は、<sup>ノー フェンス</sup> **NO FENCE** の会則を承諾し、年会費を納め（一般・学生）会員として入会します。

なお、私の個人情報は、会の活動に関連した連絡等以外の無断使用を禁じます。

\*会費は、下記の郵便振替口座にて、金額（一般 5000円・学生 2000円）を

年 月 日 に振り込み（ます/ました）。

【郵便振替口座】 加入者名 **NO FENCE** / 口座番号 **00180-1-707147**

(フリガナ)			お知らせを送っていいメールアドレス	
氏名				
住所・	(〒 - )			
連絡先	TEL		FAX	

=北朝鮮強制収容所をなくすアクションの会=  
「**NO FENCE**」会則

1、名称  
本会は、「**NO FENCE**」と称する。  
(「**NO FENCE IN NORTH KOREA**」や  
「北朝鮮強制収容所をなくすアクションの会」を意味する。)

2、目的  
本会は、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の山の中にある強制収容所（北朝鮮では「管理所」と称する）の一日も早い廃絶を目指す。

3、活動内容  
本会は、上記の目的を達成するために以下の活動を行う。  
(1) 世界で同趣旨の活動をしている組織と協同して活動する。  
(2) 北朝鮮の強制収容所の存在と実態を一人でも多くの人に伝える。  
1) 強制収容所体験者の手記の読者層の拡大  
2) 「**NO FENCE**」の活動の広報と普及拡大  
3) 強制収容所問題について、様々な規模の国内での集会・講演会・シンポジウムなどの開催や国際的規模でのフォーラム等の開催  
4) その他本会目的達成のために必要な活動  
(3) 資料の収集・整理・ファイル化  
(4) 学習会の開催  
(テーマ例：北朝鮮強制収容所に関する基礎知識・強制収容所が作られる背景等の理解を深めるために必要な学習・国際人権規約等)

4、組織  
・本会は、共同代表2名、副代表1名、顧問若干名、事務局長1名、会計1名、会計監査1名、常任世話人、世話人と一般会員とで構成される市民グループである。  
・常任世話人は、会の運営に意見を述べるができる。  
・会は、地域エリアで会の活動を支える責任者として、エリア部長を置くことができる。エリア部長は、常任世話人・世話人と兼任できる。  
・世話人とは、会の活動趣旨に賛同し、その意志表明として名前の公表を承認した人言う。  
・その他下記の担当部門を置くことができる。  
○翻訳部門 ○資料整理部門 ○広報部門 ○記録部門  
○資料・図書活用販売部門 ○青年サポート部門 ○庶務部門

5、会員資格  
1) 本会の趣旨に賛同し、会費を納付した者を会員とする。会員は会の活動をサポートし、会の活動の連絡を受けることができる。  
2) 本会の活動目的に反する行為が明かにあると運営委員会の三分の二がこれを認めた場合、本人に書面にてその理由を示し、当会からの脱会を求めることができる。  
3) 会員は、退会届を会に提出して任意に退会することができる。

6、役員委嘱  
共同代表と副代表は合議の上、事務局、会計監査、常任世話人、世話人、顧問を置くことができる。  
また各役員の任期は2年とし再任は妨げない。

7、運営委員会  
運営委員会は、共同代表、副代表、事務局長と常任世話人とで構成し、会の運営業務を担う。

8、会費  
年会費は、一般会員は5,000円、学生会員は2,000円とする。  
会計年度は4月～翌年3月までとし、中途入退会や他の理由によっても会費の返済は行われぬ。但し初年度は、設立日からを会計年度の開始とする。

9、活動資金  
本会活動資金は、会費、寄付、書籍・資料等の販売など活動に伴う収入をもってこれに充てる。

10、会議  
総会は、年1回開催する。  
運営委員会は、必要に応じて開催する。

11、事務局  
本会の運営事務を処理するために事務局所在地を以下に設置する。  
〒102-0093千代田区平河町 1-5-7-203

12、会則の改正  
運営委員会の三分の二の同意があれば改正ができる。

13、付則  
1) 本会則は、本会の設立日2008年3月24日から施行する。  
2) その他、活動実務に必要な諸規程は、別途定めるものとする。